

令和6年6月1日

高血圧症 / 脂質異常症 / 糖尿病 で通院中の患者様へ

～特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行について～

厚生労働省は、令和6年6月1日より診療報酬の改定を行います。

この度の大幅な診療報酬改定に伴い、生活習慣病(高血圧症・脂質異常症・糖尿病)を主病とする患者様に総合的な治療管理をするため「生活習慣病管理料」を算定させていただくこととなりました。

本改定に伴い、これまで病院で算定していた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

国が指定する「生活習慣病療養計画書」を作成することで、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげてまいります。

また、療養計画書作成にあたり、初回のみ患者様の署名が必要になりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

☆ 生活習慣病療養計画書 開始時期 : 令和6年6月1日から

☆ 対象となる患者様 : 高血圧症 / 脂質異常症 / 糖尿病 で通院中の患者様

☆ 生活習慣病療養計画書 : 医師が作成した療養計画書をお渡しします。

ご署名(サイン)をお願いします。

*移行に伴い、月々の自己負担額は、60円～190円前後変更になります。